

J-VER制度申請に係る証明のお願い

海部森林組合
代表理事組合長 長谷宏昭様

平成21年 11月 日
京都市南区上烏羽角田町68番地
佐川林業株式会社
代表取締役 小林康男
TEL 075-691-6500

前略、平素は、当社の活動に対してご指導、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、標記の件につきまして、下記事項の証明を頂きたく、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 当社が所有又は管理する山林（以下『海南山林』という。）において計画されている、森林施業計画（以下『川又団地』という。）が、海部郡海陽町の認定を受けていること。
2. 川又団地内の森林について、長期に亘り（2022年度まで）森林以外の目的に転用する計画がないこと。
3. 川又団地内の森林について、主伐が行われた場合、主伐後の適正な森林管理を行う計画であること。
4. 川又団地を構成する森林所有者全員から、施業計画内容の同意が得られていること。
5. 海南山林で、長期に亘り、主伐の計画がないこと。
6. 1995年（平成7年）以来、海南山林において、認定森林施業計画に基づき、間伐等の適正な作業を継続的に実施してきたこと。
7. その他、森林経営に必要な施業を実施してきたこと。

以上

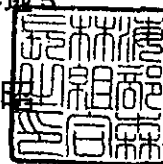
使用目的 : オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく
温室効果ガス吸収プロジェクト申請に添付

平成21年 12月 2日

上記事項のとおり相違なく、これを証明する。

徳島県海部郡海陽町吉野字小松9番地5

海部森林組合
代表理事組合長 長谷 宏



J-VER制度申請に係る証明のお願い

木頭森林組合
代表理事組合長 神野 千秋様

平成21年 11月 日
京都市南区上鳥羽角田町68番地
佐川林業株式会社
代表取締役 小林 康 男
TEL 075-691-6500

前略、平素は、当社の活動に対してご指導、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、標記の件につきまして、下記事項の証明を頂きたく、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 当社が所有する山林（以下『上那賀山林』という。）において計画されている、森林施業計画（以下『丈ヶ谷団地』という。）が、那賀郡那賀町の認定を受けていること。
2. 丈ヶ谷団地内の森林について、長期に亘り（2022年度まで）森林以外の目的に転用する計画がないこと。
3. 丈ヶ谷団地内の森林について、主伐が行われた場合、主伐後の適正な森林管理を行う計画であること。
4. 丈ヶ谷団地を構成する森林所有者全員から、施業計画内容の同意が得られていること。
5. 上那賀山林で、長期に亘り、主伐の計画がないこと。
6. 1995年（平成7年）以来、上那賀山林において、認定森林施業計画に基づき、間伐等の適正な作業を継続的に実施してきたこと。
7. その他、森林経営に必要な施業を実施してきたこと。

以上

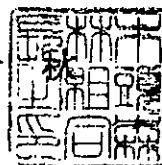
使用目的 : オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく
温室効果ガス吸収プロジェクト申請に添付

平成21年 月 日

上記事項のとおり相違なく、これを証明する。

徳島県 那賀郡那賀町大戸字春森36番地

木頭森林組合
代表理事組合長 神野 千





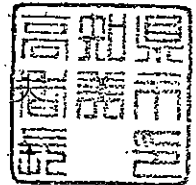
森林施業計画認定書

認定番号 香美林山 19 - 6

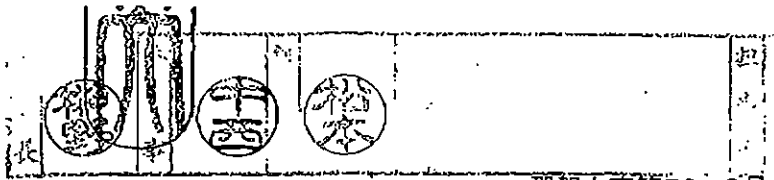
19 香美林第 2503 号
平成 19 年 10 月 1 日

京都府京都市南区烏羽角田町68
佐川林業（株）様

香美市長 門脇 慎



森林法第11条第1項（同法第12条第1項、第12条第2項）の規定により、平成19年9月25日に請求のあった森林施業計画については、これを適当であると認定する。



那賀上支第76-8号



森林施業計画認定書

認定番号 第 19368314 号

平成19年4月26日

木頭森林組合 殿

那賀町長 坂口博文



森林法第11条第1項（同法第12条第1項，第12条第2項）の規定により，下記の年月日に請求のあった森林施業計画については，これを適当であると認定する。

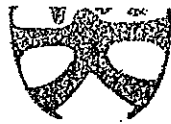
記

1. 認定請求日
平成19年4月4日

NO. 4770

那賀支所

2007年 4月 4日



森林施業計画認定書

認定番号 第 19388111 号

海産林第 12-10 号
平成19年5月31日

海部森林組合 殿
川又団地

海陽町長 五軒家 憲



森林法第11条第1項（同法第12条第1項、第12条第2項）の規定により、下記の年月日に請求のあった森林施業計画については、これを適当であると認定する。

記

1. 認定請求日
平成19年5月11日

